

所得等に関する証明書類区分表

生計を同一とする者の中に下記の区分に該当する者がいる場合は、必ず事実を証明する証明書等を提出すること。

所得に関する証明

| 区 分 | 証 明 書 類 | 発 行 所 |
|--|---|-------------------------------------|
| 給与所得のある者（パートを含む） | 給与所得の2023年分の源泉徴収票（写） | 勤務先 |
| 商・工・林・水産・農業・その他 職業所得、配当・不動産・雑所得等 のある者 | 確定申告書の控（受付印のあるもの） 〔第一表、第二表とも〕 | 税務署 2024年3月15日 期限申告の写） |
| 2023年の途中 又は 2024年に就 職・転職した者 | 給与支払証明書（様式6） なお、様式6の提出ができない場合は、 下記の①～③のいずれか。 ①年収見込証明書 ②月収証明書 ③給与明細書（最近2～3月分）（写）及び 1年間勤務した場合の賞与額がわか るもの | 勤務先 |
| 退職（予定）した者 | ①退職（予定）証明書 ②退職金源泉徴収票、退職金支給（予定）額証明書等 （退職金額及び受領日が確認できるもの） | 勤務先 |
| 失業者 | 雇用保険受給資格者証の写（第1・3・4面） | 公共職業安定所 |
| 就労可能な年齢であるが無職の者 | 無職（無収入）証明書 （配偶者控除を受けている者及び身体障害・長期療養等 により就労できないと判断できる者を除く） | 民生委員 |
| 年金（恩給・老齢年金・遺族年金 等を含む）を受給している者 | ①証明書の写（最近のもの） ②受給証明書 ③2023年分の源泉徴収票（写） ④支払通知書（写） ①～④のいずれかで前年分の受給額が証明できるもの。 （2023年の途中以降からの受給者は、最新の受給額通知 書（写）も提出すること。） | 市区町村役場 又は 都道府県保険課 社会保険庁 |
| 転作奨励金を交付された者 | 転作奨励金交付証明書 | 市区町村役場 |
| 生活保護受給世帯 | 生活保護決定通知書 | 福祉事務所 |
| 臨時的な所得のあった者 （2023年10月から2024年3月の 間に支払いを受けたもの） | 臨時的な所得を証明できるもの 確定申告書の控等（第一表、第二表とも） | |

特別控除等に関する証明

| 区 分 | 証 明 書 類 | 発 行 所 |
|--|---|----------------------|
| 身体障害者のいる世帯 | 市区町村役場から交付された身体障害者手帳の写 | 保管中のもの |
| 長期療養者（6か月以上の療養中の 者、又は療養を必要とされる者）の いる世帯 | 所得控除の対象となる場合があるので、下記①・②両方 を提出すること。 ①医師等の証明書（6か月以上の療養中であること、 又は療養を必要とされることを証明するもの） ②経常的に特別に支出している金額を証明できるもの （2023年10月～2024年3月までの領収書等の写） | 医師 看護師（付添人） 薬局 |
| 主たる家計支持者が別居している 世帯 | 別居のため特別に支出している諸経費（住居費等）の支 払いを証明できるもの | |
| 兄弟姉妹等に就学者（高等学校 以上）のいる世帯 | 授業料免除状況等証明願（国立大学等） （私立・公立の高等学校・大学の場合は、学生証（写）等、 在学及び住所を証明できるものでも可） | 在籍する学校 |

申請者本人について

| 区 分 | 証 明 書 類 | 発 行 所 |
|---|---|--------------------|
| 独立生計の者 （右記①～③すべての証明書類を 必要とする） | ①父母等の扶養親族でないことを証明する健康保険証 等の写 ②父母等と別居していることを証明する住民票等 ③本人（配偶者）の所得証明書 | ②、③については市 区町村役場 |
| アルバイト等をしている者 （総研大及び基盤機関でのRAに ついては、不要） | 源泉徴収票（写）、確定申告書の控、給与証明書等 が取れる場合は、所得控除の対象となる場合がある ので、提出すること。 | |
| 民間財団等から奨学金の助成を受 けている者（基盤機関及び日本学生 支援機構からの奨学金を除く） | 奨学金等の支給期間及び支給金額を証明できるもの | 民間財団等 |

(注) 1. 必要により上記以外の証明書等の提出を求めることがあるので留意すること。

2. A4サイズより小さな証明書類（源泉徴収票等）は、A4サイズの紙に貼って提出すること。